

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月十一日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（規則六 八八）の一部を次のように改正する。

別表中「三好警察署東祖谷落合駐在所」及び「三好警察署東祖谷京上駐在所」を削り、

「美馬警察署脇町清水駐在所」を

「美馬警察署脇町清水駐在所

三好警察署東祖谷駐在所」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。